

公報

○大政官布告第三十二號
爆發物取締規則ノ通制定ス
右奉 勅旨布告候事

明治十七年十二月廿七日

大政大臣公卿三條實美
内務卿伯爵山縣有朋
司法卿伯爵山田顯義

第一條 治安ヲ維持スルニ及ハルノ身體財產ヲ害セントスルノ目
的ヲ以テ爆發物ヲ使用セタル者及ヒ人ヲ殺シテ之ヲ使用セ
タル者ハ死刑ニ處ス○第二條 前條ノ目的ヲ以テ爆發物
ヲ使用セントスルノ原發物ヲ製造シタル者ハ無期懲役又ハ有期徒
刑ニ處ス○第三條 第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使
用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者
ハ重懲役ニ處ス○第四條 第一條ノ罪ヲ犯シタル者若クハ其追
放後煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ重懲役ニ處ス○第
五條 第一條ニ記載セタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若
クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販賣譲與寄贈シ及ヒ
其約束ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス○第六條 爆發物ヲ製
造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載セタル犯
罪ノ目的ニテアツタルコトヲ證明セシムルハ其時ハ二年
以上五年以下ノ重懲役ニ處ス○第七條 爆發物ヲ製造シタル者ハ直ニ警察官吏
ニ告知ス可シ違フ者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス○
第八條 本則ニ記載セタル重罪犯罪アルコトヲ知シタル時
ハ直ニ警察官吏若クハ危害者ヲ被テラントスル人ニ告知ス可
シ違フ者ハ六月以上五年以下ノ重懲役ニ處ス○第九條 本
則ニ記載セタル重罪ノ犯人ヲ逮捕シタル者ハ重懲役ニ處ス○
第十條 本則ニ記載セタル重罪ノ犯人ヲ逮捕シタル者ハ重懲役ニ處ス○
第十一條 本則ニ記載セタル重罪ノ犯人ヲ逮捕シタル者ハ重懲役ニ處ス○
第十二條 本則ニ記載セタル重罪ノ犯人ヲ逮捕シタル者ハ重懲役ニ處ス○

時事報

談判ハ有形ノ實物ヲ以テ了スルノ緊要
ナリ

人間ノ交際ハ實質相半ノ實相慮ニ依リテ世ニ試見セ
ル、ト少ナカズ小人時トシテ名ヲ博シ性者倖倖ノ勇名ヲ
得、謹慎ナルモノ性謹トシテ正直ナルモノ愚鈍トシ
テ、等ハ即チ其一例ニシテ人物ノ實ノ世ニ知ラレ、ト
難事ナリト見ル可ク又國ノ交際ニ至リテハ實質相半スルノ
ミナラズ單ニ虚言ヲ行ハル、トナキニ非ズ特ニ未開ノ國
民ハ事務ノ推究法ヲ知ラズテ其ノ信信偏見ノ風ヲ
成スガ故ニ之ヲ對スルニ虚言ヲ以テ之ヲ欺キ易ナルト同
時ニ彼レモ亦虚言ニ依リテ他人ノ實ヲ欺キ易ナルトス、
輕信者ハ輕信者ヲ欺キ、他ノ虚言ヲ欺キ、者ハ他ノ實
ヲ欺キ、人心自欺ノ體ナレバ又怪ムニ足ラズ故ニ斯ル未開
ノ人民ニ接シテ其ノ之ヲ制御セントスルニハ實際ノ事ナリ
ニ現ハレ先テ其目ヲ制シテ其心ヲ制ス可キナリ
右ノ事通ハ明々台々ナリトシテ其ノ實相ハ今日ノ朝鮮事件
ニ就テ此事理ニ照ラシテ其ノ世人ノ注意ヲ乞フモノアルナ
リ今度京城事變一聞シテ其目ヲ支障ニ爲スルノ談判ハ正
ニ如何ニ爲スルべき歟今日ニ於テ天下之ヲ知ルモノナカレ

可ト雖ハ假リニ此談判ヲ口舌ノ掛合ニ止マラシメ先
ツ以テ我方ニ満足ヲ得テ遂ニ解決スル人ノ目ヲ以テ視レバ
相應ノ落着ナリト云フ可キ程ニ至リテ朝鮮國中未開ノ部
分ハ口舌上ノ曲直、談判上ノ勝敗等ハ耳ニモ掛ケズ唯事ノ
形ニ現ハレテ己レノ耳目ニ觸ラレタルモノナリトシテ之ニ自
家輕信輕疑ノ見解ヲ下シ和スルヲ以テ屈スルト爲シ談判ノ
調ヲ見テ口舌ニ掛セテ其ノ調ヲ只管支那ヲ敬敬
テ日本ヲ輕侮スルナキヲ期ス可ク抑モ十二月四日以後日
本兵ハ大開テ進軍シタルハ六日ノ夜其進軍ヲ解テ公使館
ヲ圍テ翌七日京城ヲ去テ仁川ニ引揚ケタルハ支那朝鮮ト戰
敗走シタルニハ非ズ唯彼等ノ無法ナル舉動ニ對シテ正當ノ防
禦ヲ爲シテ我人全クシテシテ其ノ對シテ正當ノ防
禦ヲ支那人ノ目ニ之ヲ見テ日本ノ兵ハ支那朝鮮ノ兵ニ逐
レ之ニ敵對スルコト能ハズテ走リテ去リト云フコトヲ聞
其心中竊ニ輕侮ノ情ナキヲ得ズ心既ニ之ヲ輕侮スレバ爾後
彼等ノ眼ニ映シテ耳ニ觸ラレタル所コト日本人ノ一舉一動皆
病ナラザルハ仁川ニ引揚ケテ以テ敗走トスルノミナ
ラズ支那ノ暴兵ガ公使館ヲ燒キ兵營ヲ燒キ物ヲ盜ミ日本人
ヲ殺傷シタルモ唯日本兵ノ威嚇ナルガ故ニ然ルモノナリト
輕信シテ疑ハザルコトヲ聞テ故ニ今日國ノ談判ハ假令萬國公
法上ニ於テ至當ノ結局ニ至リ我日本國ガ世界中上流ノ部分
ニ對シテ恥カレカラス面目ヲ得ルニモセヨ其面目ノ證據物
ガ明ニ支那朝鮮人ノ耳目ニ觸ラレタリ其心ニ銘スル程ノモノ
非ザレバ今後彼等トノ交際ニ於テ其心ニ都合ナシルコトナ
ラン例ニハ朝鮮人ハ從來京城駐在ノ日本兵ト支那兵ト比
較シテ日兵ハ常ニ能ク軍律ヲ守リテ其威嚴正ナレバ支兵ハ之
ニ反シテ紀律明ナラズ動モスレバ市中ニ横行シテ財物ヲ掠
メ婦女子ヲ辱カケル等祖暴ノ所業多クシテ大ニ人望ヲ失
ヒ朝鮮人ハ竊ニ之ヲ目シテ胡軍ヲ稱シ日兵ヲ王者ノ師ナ
リ云フテ尊敬セタルモノモ今日ト爲リテ其威嚴正ナレバ
應ラレテ租界ハ却テ勇武ナリト稱セラル、トナラン日本
兵ガ三年以來京城ニ居テ至極靜ナリシハ其軍律ノ正シキガ
タメニ非ズ僅ニ虎視スル中華ノ兵威ヲ恐縮シテ敢テ其暴ヲ
過ウスルヲ得ザリシ故也朝鮮人ト昔日ノ尊敬ニ引替ヘ今
ハコレヲ輕侮シテ止マラシムコトナラン

○兵庫縣官 同縣官吏中山繁松、濫美徹則氏は義に相接
丸が外務卿の命に依り魯に神戸を發して仁川に向ひたる節
外務省御用掛と拜命し栗野書記官を隨行せしが最早御用掛
に去月廿九日歸郷せし由
○清國談話 本月一日の紙上に日通船が南陽灣を通航の折
同所に碇泊したる三艘の清國軍艦が之を見て戰争の用意を
爲し其終に「我々は此話と談なかるべしと思へり官吏社會
の就にこの話し清國が日通船を佛國軍艦と見違へたるから
ん左りあが支那人が國旗の見分なき日通船の艦長も操
て承知のとれば例の誤解も過も馬鹿く敷となりとて
急が航路を轉して之を避けよるならん」と附記し
たりせ
ひ難し
○朴君
に官た
るの名
比效を
義の人
れを馬
至りこ
夷の異
の不幸
○本年
の例を
として
回の事
して陸
在天津
○陳領
月四日
て陳大
も亦ア
裝へり
負傷せ
が近日
傳ふハ
意ハハ
○近日
爲すハ
と信ス
雷の聲
り來り
を爲し
○大衆
も午時
港若者
すして
因之ニ
やと云
○扶老
義にシ
り清國
しかり
より今
し之上
補紀ハ
のとて
后扶老

朝鮮事變

○郵政局 今回朝鮮事變の手に始めに開張が刺客の爲り傷
けられたるは郵政局の附屬式宴會なりしハ郵政局の名は
事變と共に喧しくありたれば當時該局に吏員たりし者の姓
名を左に掲ぐ
○郵政局 (京城典拠あり)
洪英植 總辦 李象萬 金榮榮
朴泳村 沈相吉 徐光燾
李商任 沈洛均 趙昌教
成頌永 趙漢尙 趙昌昌

○兵庫縣官 同縣官吏中山繁松、濫美徹則氏は義に相接
丸が外務卿の命に依り魯に神戸を發して仁川に向ひたる節
外務省御用掛と拜命し栗野書記官を隨行せしが最早御用掛
に去月廿九日歸郷せし由
○清國談話 本月一日の紙上に日通船が南陽灣を通航の折
同所に碇泊したる三艘の清國軍艦が之を見て戰争の用意を
爲し其終に「我々は此話と談なかるべしと思へり官吏社會
の就にこの話し清國が日通船を佛國軍艦と見違へたるから
ん左りあが支那人が國旗の見分なき日通船の艦長も操
て承知のとれば例の誤解も過も馬鹿く敷となりとて
急が航路を轉して之を避けよるならん」と附記し
たりせ
ひ難し
○朴君
に官た
るの名
比效を
義の人
れを馬
至りこ
夷の異
の不幸
○本年
の例を
として
回の事
して陸
在天津
○陳領
月四日
て陳大
も亦ア
裝へり
負傷せ
が近日
傳ふハ
意ハハ
○近日
爲すハ
と信ス
雷の聲
り來り
を爲し
○大衆
も午時
港若者
すして
因之ニ
やと云
○扶老
義にシ
り清國
しかり
より今
し之上
補紀ハ
のとて
后扶老